

千葉県環境審議会 企画政策部会
議 事 録

日時 平成23年1月14日(金)
午前9時59分～
場所 京葉銀行文化プラザ「楓Ⅰ」

目 次

1. 開 会	1
2. 環境生活部長あいさつ	1
3. 企画政策部会長あいさつ	2
4. 議 事	2
(1) 審議事項	
千葉県地球温暖化防止計画の策定について	3
(2) 報告事項	
千葉県環境基本計画 平成21年度年次報告について	16
5. 閉 会	23

1. 開 会

司会 定刻前ですが、ただいまから千葉県環境審議会企画政策部会を開催いたします。

本日は、委員総数 10 名に対し、現時点で 8 名の委員にご出席をいただいております。出席者が過半数に達しておりますので、千葉県行政組織条例第 32 条の規定により、本日の会議が成立していることを報告いたします。

次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規定第 9 条第 1 項及び第 10 条第 2 項の規定により、原則公開となっております。

本日の会議の公開につきましては、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので公開にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

司会 ありがとうございます。

それでは傍聴人に入室していただきます。

(傍聴人 入室)

2. 環境生活部長あいさつ

司会 続きまして、開会にあたり、千葉県環境生活部の森部長からご挨拶を申し上げます。

森環境生活部長 おはようございます。環境生活部長の森でございます。

年始めの大変お忙しい中、本日も集まりいただきましてありがとうございます。

早速ですが、今日ご審議をいただくことになっております千葉県の地球温暖化防止計画ですが、平成 12 年に第 1 次計画を作成しております。現在、第 2 次計画が進行中ですが、22 年度を目標年度にしておりますことから、新たな計画を策定することになったわけでございます。

このため、昨年 12 月に千葉県環境審議会に対してこの温暖化防止計画の策定について諮問を行い、当企画政策部会に付議されているところでございます。

今後、委員の皆様には、大変お忙しい中ではございますが、この計画についてご審議いただくこととなります。よろしくお願ひしたいと思います。

また、内容的なことになりますが、地球温暖化対策は、改めて申し上げるまでもございませんが、昨今の国内あるいは国外での議論を見ますと、さまざまな立場の国々あるいはさまざまな人々からの意見の一致を見ることが大変難しい作業が予想されるところでございます。一層、十分な議論を尽くす必要があると感じております。

県の計画を検討するにあたりまして、この部会において十分な議論を行っていただき、また、よりよい方向性を導き出すことができると考えておりますので、よろしくご協力のほどをお願いしたいと思います。

また、今日二つ目の議題といたしましうか、平成 20 年 3 月に策定した県の環境基本計画の平成 21 年度の年次報告についてもご意見をいただくことになっております。これにつきましても皆様のご意見をいただければと思っております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

司会 続きまして、人事異動により新しく就任された委員を紹介させていただきます。
社団法人千葉県環境保全協議会副会長代理の小関常雄委員でございます。
小関委員は、前委員の小柳様に代わって新たに委員に就任されました。
続きまして、県関係職員を紹介いたします。
森環境生活部長です。
松澤環境生活部次長です。
梅木環境政策課長です。

3. 企画政策部会長あいさつ

司会 次に、榛澤部会長にご挨拶をいただきます。榛澤部会長、よろしくお願ひいたします。
榛澤部会長 部会長を務めております榛澤でございます。どうぞよろしくお願ひします。
今年をはじめでございますので、明けましておめでとうでございます。
今年は兎年でございますので、飛躍する年ということだと思ひます。ぜひ、よろしくご協力をお願ひします。
委員の皆様方には、お忙しい中、本日の部会にご出席いただきまして、どうもありがとうございます。
先ほど森部長のご挨拶にございましたように、当部会は、千葉県地球温暖化防止計画の策定について千葉県の環境審議会に諮問があり、当部会に案件が付議されたことに伴い、本日は部会を開催することにいたしまして、皆さん方のご意見を求めながらまとめさせていただきたいと思ひます。
先ほど部長さんからお話ございましたように、地球温暖化防止に関する計画は、昨今の地球温暖化問題の関心の高さゆえ、より多くの県民の方々から注目を集めている計画であると感じております。
今後、委員の皆様には、よりよい計画の策定のために十分な議論を行っていただきたいと感じるとともに、議論の際には、どうぞ忌憚のないご意見をよろしくお願ひしたいと思っております。
また、本日は、千葉県環境基本計画の年次報告についても意見を求められておりますので、こちらにも積極的に発言をよろしくお願ひいたします。
本日はどうぞよろしくお願ひいたします。
簡単ですが、ご挨拶といたします。
司会 どうもありがとうございました。

4. 議 事

司会 それでは、これより審議をお願ひいたします。
議事の進行につきましては、千葉県行政組織条例第 33 条の規定により部会長にお願ひすることとなっております。榛澤部会長様、よろしくお願ひいたします。
榛澤部会長 はじめに、議事に先立ちまして議事録署名人を指名させていただきます。
議事録署名人には、倉阪委員と小関委員にお願ひします。

よろしくお願いいたします。

議事に入りますが、先ほどいろいろ話がありました、審議案件が1件と報告事項が1件でございます。議事次第に従い進めさせていただきます。

(1) 審議事項

千葉県地球温暖化防止計画の策定について

榛澤部会長 審議事項「千葉県地球温暖化防止計画の策定について」、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

名川温暖化対策推進室長 議事番号(1)としてご審議いただきます「千葉県地球温暖化防止計画の策定について」の部分を説明させていただきます。

冒頭に、概括的な説明をさせていただきます。

今回ご審議いただく内容は、冒頭に部長の森からもご挨拶いたしましたとおり、現在の千葉県地球温暖化防止計画の計画期間が平成22年度、すなわち今年度末までとされていることから、次期計画の策定全般についてお諮りするものです。そして、本日の企画政策部会がその第1回目の会合ですので、今回の説明資料は、千葉県を取り巻く温暖化問題の現状を改めてご確認いただいた上で、新たな計画策定に向けてご意見、ご提案をいただく参考にしていただきたいという趣旨で作成したところです。

具体的な資料としては、資料1-1から資料1-3までの3部に分かれております。

まず、資料1-1で、平成18年6月に改定した現行計画の概要を示しております。次に、資料1-2で、千葉県の温室効果ガス排出の現状とその特色について、平成20年(2008年)実績の速報値を中心にまとめております。最後に、計画改定にあたり現時点で事務局が想定している基本的な考え方と今後のスケジュールに関し、資料1-3ということでお示ししているところです。その他、参考資料も配付しておりますが、これらについては具体的な説明の中で紹介させていただきます。

それでは、現行の計画の概要について説明いたします。資料1-1をご覧ください。

冒頭の四角囲みにあるとおり、現行計画は、平成12年(2000年)12月に千葉県としてはじめて発表した10年計画です。千葉県地球温暖化防止計画の後半5年間の改定版として、平成18年6月に公表いたしました。

平成12年発表の当初計画からの大きな変更点は、四角囲みの中の下の方、「計画の概要」と示された四つの「○」のうち後半二つの「○」、すなわち削減効果、削減目標を、平成12年発表の当初計画では基準年(平成2年)比で平成22年度までに国と同じく「-6%」としていたものを、精査して、千葉県としては平成22年度に「-1.3%」としたことが1点目の変更点です。次に、計画の進捗管理を担う推進会議の設置を明記した、これが大きな変更点の2点目です。この2点については、追って改めて説明したいと思います。

それでは四角囲みの下、1から順次説明させていただきます。

1は「計画改定に当たっての視点」ですが、ここは総論を記載しているところですので、ざっと目を通していただければご理解いただけるかと思えます。詳細な説明は省かせていただきます。

1枚めくっていただいて2枚目、2ページをご覧ください。

冒頭の「※」のところの表が、平成 22 年度（2010 年）における基準年からの削減目標を国並みの「-6%」から「-1.3%」に修正した理由ともなっております。すなわち、国の 6%削減のうち 3.9%を占める森林によるCO₂吸収については、千葉県は森林面積で 47 都道府県のうちでも 40 番台という状況である上、純粋な私有林の割合が全国平均の 55%に比べて 87%と極めて高いという状況もございますから、県計画では 0.5%程度しか見込めない。また、京都メカニズム 1.6%の活用が、事実上国レベルではじめて活用可能なことから、県計画では見込んでいないところです。以上の結果、現行計画は県計画での削減率は 1.3%としているところです。

続きまして、2 で具体的な計画の内容を記載しております。時間も限られておりますので、ポイントを絞って若干の説明を加えます。

まず、(1) の「①計画の位置づけ」です。(略称) 温暖化対策推進法（温対法）に基づく地域推進計画という形でこの計画を位置づけております。平成 18 年当時は、地方自治体のこの部分は努力規定にとどまっておりました。ただし、その後、平成 20 年の法の改正により、都道府県については地域の実情に即した実施計画の策定が法定の義務計画という形に格上げになって現在に至っている状況でございます。

また、「②計画期間」は、先に説明したとおり 2010 年（平成 22 年度）までとなっております。

続きまして、(2) で、取組主体別の削減目標をいわゆる原単位ベースで示した上で、取組例を削減目標と具体的な取組メニューという形でそれぞれ示しているところです。この辺りについては、それぞれ資料に目を通していただければおわかりいただけるかと思っておりますので、説明を先に進めます。

続きまして 3 ページ、「(3) 対策による排出削減効果」という見出しですが、こちらは、さまざまな削減対策を講ずることにより期待される削減効果を記載しているところです。

なお、この効果の実現には、国が平成 17 年に策定して、その後平成 20 年に全面改定した京都議定書目標達成計画で示された国の対策が着実に実行され、その削減効果が上がることを前提とした目標効果という形になっているところです。

次の 4 ページ、「(4) 重点プロジェクト」と書いていますが、県が進める温暖化対策の中でも特に重点的に進める項目を 10 の重点プロジェクトと位置づけて掲載しているところです。例えば③の「ESCO事業導入」では、平成 20 年から柏市にある県有施設「さわやかちば県民プラザ」で事業を実施しております。また、⑦の「ライフスタイルやワークスタイルへの転換の促進」では、首都圏 9 都県市における夏冬の共同キャンペーンを実施しているところです。このように、それぞれの重点プロジェクトにおいて具体的に県がどのように取り組んでいるのか、この状況については参考資料という形でお示いたしました。A 3 横の参考資料「県の重点プロジェクトの取組み」で示しております。時間の関係で詳細な説明は割愛いたしますが、必要に応じて参考資料という形でご参照いただければ幸いです。

資料 1-1 の最後の 5 ページ、「(5) 計画の推進体制」というタイトルを掲げております。この推進会議を平成 18 年 8 月に設置し、同年 9 月に第 1 回会議を開催した「ちば CO2CO2（こつこつ）ダイエット推進県民会議」として運用されておまして、毎年度 2～3 回のペースで開かれているところです。この会議については、山地賢治東大名誉教授を

会長として、本日まで出席いただいている倉阪委員にも委員をお願いしているところです。②に示したPDC Aサイクルに即して計画の進捗状況を確認していただいた上で、継続的な事業改善のための提言をいただいているところです。

最後に、3で普及・啓発について記載しております。そのうち1番目の「・」の県民向け温暖化防止シンポジウムについては、千葉地区で1回、葛南地区で2回、これまで開催したところです。

最後の括弧書きに出前講座とございますが、これは現在502人登録されている温暖化防止活動推進員の中から、自治会等が行う10人以上が集まる自主的な学習会に適任と思われる推進員を県予算で派遣する事業です。毎年50回から60回の開催実績があり、受講者の数は毎年2,000～3,000人の規模で推移しているところです。

以上で、資料1-1、現計画の概要についての説明を終わります。

なお、委員の皆様のお手元にはライトグリーンの表紙で現行計画書の現物の冊子も参考資料として配付しておりますので、必要に応じてご参照いただければ幸いです。

続きまして、本県における温室効果ガスの排出の特色について説明いたします。資料1-2をご覧ください。

なお、この資料記載の最新年の数値は2008年（平成20年）ベースのものです。数値としては、速報値として昨年末に急ぎ取りまとめたものです。工業統計調査など国の統計資料をベースとして県内の温室効果ガス排出量を推計しておりますので2年近いタイムラグが生じていること、及び急ぎ取りまとめた数値ですので、また要因分析等不十分であるなどお詫び申し上げる点がございますが、本日のところはこのような事情を斟酌いただきご容赦いただければ幸いです。

まず、「1 温室効果ガス排出量の実態」です。こちらについては、2008年における温室効果ガスの総排出量は8,112万5,000tとなり、基準年（1990年）より9.2%増加しているところです。

表1にあるとおり、2007年（平成19年）からは排出量は2%強ダウンしているのですが、2008年は秋のリーマンショックを境に景気が急失速した年で、思ったほか排出量が減らなかったという感がございます。それは、国の2008年度の排出量の確定値が基準年に比べ1.6%の増、前年度に比べ6.4%のダウンという数字ですので、これと比べても減少幅は小さいということになるかと思います。

この点について、取り急ぎ部門別のCO₂排出量をチェックいたしました。千葉県の場合、推計排出量の3分の2を産業部門が占めております。さらに、その産業部門のうち、鉄鋼業と石油石炭製造業（いわゆる石油精製業）、この2業種が産業部門の56%を占めております。イコール県内全体でもこの事業種で全排出量の3分の1以上を占めるという計算となりますが、鉄鋼業は前年度から約8%落ちているのですが、石油石炭製造業が逆に1割以上伸びており、鉄鋼業の減を食う形となりまして、産業部門全体でも対前年度比で2%強の減少に止まっているという数字になっておりました。

ちなみに、部門別排出量でよく引き合いに出される家庭部門、業務部門のCO₂排出量も対前年度比では2～3%の減で、県内合計の減少率とほぼ同一の傾向になっていることを参考までに申し添えます。

なお、今後、年度末に向かい速報値を確定値に掲げる作業を進めてまいります。その際

に、この辺りの要因分析については、推計方法自体も精度のチェックなども含めてさらに深掘りしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で「1 温室効果ガス排出量の実態」について説明を終わります。

その下、2では、千葉県において温室効果ガス排出の大半を占める二酸化炭素排出量の推移について、基準年からの推移をグラフ化して示しました。大まかな傾向をつかんでいただければと思っております。

2ページに移りまして、3では部門別の特徴を記載しております。

産業部門では、全排出量の約3分の2を占める基準年からの伸び率は小さい。一方、オフィス・事業施設などの民生の業務部門及び家庭部門は、基準年からの伸びがそれぞれ80%台、50%台ということで非常に目立っているところです。基準年である1990年と比較した場合、オフィス・商業施設は、床面積以外とされる施設規模自体の増、また家庭は世帯数の増加が大きな要因ではないかと考えているところです。また、割合は小さいのですが、廃棄物あるいは上下水道部門では、産業廃棄物処分場自体が増であるとか、あるいはこれらの施設から産出される廃棄物の代替燃料化が進んでいる。このような要因で増加となっていると考えられるところです。

続きまして3ページ、4では、今まで申し上げてきたような千葉県の排出の特徴を全国との比較で表化、グラフ化したものです。やはり民生部門と家庭部門の伸び率が高くなっているというのがおわかりいただけるかと思えます。

最後の4ページ、5では、これまでの資料のまとめとしているところです。CO₂が大半を占める温室効果ガスの千葉県の排出量は基準年に比べ増加している。部門別については、産業部門の占める割合は大きいのですが、伸び率は小さい。一方、業務部門、家庭部門は基準年に比べて伸び率が大きい。このようなまとめになるかと思っているところです。

以上で資料1-2の説明を終わります。

最後に、今まで説明してきた千葉県の地球温暖化という課題をめぐる現状認識の上で今後の方針をどのように定めていくべきか、ご意見、ご提案をいただくためのたたき台として、現段階における事務局の考え方を箇条書きで示したものが資料1-3です。資料1-3をご覧くださいと思います。

「改定にあたり留意すべき事項」とタイトルしたところは、今まで説明してきた排出の特徴をベースに文章化してみたところです。何回か業務部門、家庭部門の伸び率の高さを説明したところですが、試しに基準年からの推計値の増加量を計算いたしますと、産業部門の基準年からの3.5%増が、増加量としては約180万tという数字になります。一方で業務部門の82%増、家庭部門の46%増を合計いたしますと、増加量としては535万tということで、産業部門の増加量の約3倍に当たる。こんな計算となるところです。

以上のようなことを考えまして、改定にあたっての基本的な考え方として、事務局が考えている方向性を五つの「○」で示しております。かいつまんで申しますと、まず県内のあらゆる主体が取り組むことが必要だろう。それと、省エネという観点を重視したい。さらに、民生（業務・家庭）部門への対策として、中小企業者対策、新エネルギーの導入促進などを重視したい。産業部門については、自主的な取組を尊重するというのをベースにしたいと考えております。また、県民への情報提供も進めていきたい。このような形で今のところ考えているところです。もちろん今後、委員の皆様からのご意見、ご提案、また

審議会における議論を尊重してさらに検討を肉付けして内容を充実させていく考えですので、よろしくお願い申し上げたい次第です。

最後に、今後のスケジュールの事務局案を示しました。事務局案としては、年度をまたぐ形となるのですが、一方で環境審議会委員としての皆様の任期、本年 7 月 11 日ということ念頭に置きまして、まず現体制のうちに成案をまとめるという前提で素案を提示させていただいたところですので。この辺りについてもご意見、ご提案があれば、いただければ大変幸いです。

以上、限られた時間ですので雑駁な説明となりましたが、議題（1）に関する事務局からの説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

榛澤部会長 どうもありがとうございました。

皆さん方の手元に「千環審第 18 号」というのがあると思いますが、その裏に、知事さんからこの環境審議会に千葉県地球温暖化防止計画の策定についての諮問がありまして、審議会の田畑会長からこの会へ付託されたわけです。

今、資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3 について説明がありましたが、ここで進行について皆さん方にお諮りしたいと思います。資料 1-1 と 1-2 について事務局から説明がございましたが、これに対しての意見をまず伺って、それから改定にあたっての考え方についてというふうに進めたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

榛澤部会長 では、そういう方向で進めさせていただきます。

小関委員 千葉県内に非常に多く CO₂ を発生させている産業界といたしまして、地球温暖化防止への取組状況を、議論を深めていただくためにご紹介させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

榛澤部会長 はい、どうぞ。

小関委員 では、資料を少し用意してございますので、お手元に配付して説明させていただきたいと思います。

（資料配付）

小関委員 先ほどもお話がございましたが、千葉県内の鉄鋼業の取組状況について一例を示したいと思います。

ページ数が小さく振ってあるかと思いますが、2 ページに「地球温暖化問題に対する日本鉄鋼業の基本的な考え方」と書いてございます。鉄鋼業及び製造業はエネルギー効率が非常に優れていると世界的に認められているところかと思いますが、さらに省エネを進めて、それに加えて、日本での製造・開発拠点を維持しつつ、製造業との密接な関係を強化して、私どもとしては三つ大きく進めているエコプロセス（いわゆる省エネ）、エコプロダクト、エコソリューションを世界に発信して、日本経済の成長及び雇用を維持しつつ地球温暖化防止対策に努めてまいりたいと考えているということでございます。

まず、エコプロセスについて説明したいと思います。

1 ページめくっていただきますと、3、4 ページと出てくるかと思いますが。「鉄鋼業のエネルギー原単位の国際比較」と書いてあります。真ん中に赤く棒グラフを塗ってございますが、日本を 100 といたしますと、例えば中国の場合は、同じ鉄をつくるのに 128、要

するに 1.3 倍程度のエネルギーが必要だという試算がされています。これを一つ覚えておいていただきたい。日本は他国に比べて非常に優れているということがおわかりいただけるかと思います。

その主な原因を下に書いてございます。主要な省エネ設備を横に五つ並べています。赤い棒グラフが日本の導入比率ですが、主な省エネ設備はほぼ 100% 導入されている。それに比べて、中国、インド、こういうところはまだそういう設備が導入されていないがためにエネルギー効率が悪いという状況にあるということです。

5 ページ、6 ページにはそのアイテムを説明していますが、これは割愛させていただきたいと思います。

7 ページは、省エネという観点では、私ども鉄鋼連盟としましては、廃プラスチック等の資源を有効利用するという事を申しております、既にこういう体制を整えているということのご紹介です。

通常の省エネに付け加えまして、8 ページに「革新的製鉄プロセス技術開発 (COURSE50)」と書いていますが、鉄鋼業としては、中長期的には大幅に CO_2 を削減することを目的にして既にこういう取組を行っております。これは CO_2 の発生率で 30% 削減を目的にしている。既に千葉県内の新日鐵君津の中でもプラントオープンで試験をしているところです。2030 年までに技術を確立して、2050 年頃までには実用化・普及を目指したいというものです。これは現在の鉄鋼の製造方法を変えるもので、鉄鉱石を石炭等の化石燃料で還元するのではなくて水素で還元することで CO_2 の発生源を大幅に削減しようという取組でございます。

このような省エネという活動に加えて、私どもとしましては、9 ページ以降のエコプロダクトというものも行っております。この考え方は、非常に優れた高機能な鋼材をユーザー様へ供給することで、LCA 的な考え方で申しますと、製品の需要まで含めたところで省エネを進めるという考え方でございます。

その一つとして、試算されているところで言いますと、日本エネルギー経済研究所が出されているところだと、国内、輸出等の高機能材料によって年間約 1,500 万 t の CO_2 の削減効果があるという試算がされています。その一つが、10 ページに書いてございますが、皆様よくご存知のハイブリッドカー、電気自動車等に使われている電磁鋼板。プリウスでも使われているものです。私どもはこのような高機能材料を供給して、ユーザー様のほうで効果を生んでいただいている。

私どもとしては一つ注意しておきたいことが 11 ページに書いてございます。それは、このような高機能材料は日本が得意としているところで、私どもが製造しているのですが、こういう製造は正直言いますと非常に難しい。手間暇をかけるということでございます。鉄鋼業単一で見ると、 CO_2 の発生量としては排出増になってしまいます。ただし、そのような高機能材料を供給することで、トータルとしては下げることは可能だという観点から推し進めているということをお覚えておいていただきたいと思えます。

最後に、視野を広げていただくということで、今回の地球温暖化防止という観点は公害とは全く違いますので、千葉県単独、また企業単独というとらえ方では方向性を見誤るのではないかとということで一つご紹介させていただきたいことは、鉄の製造の広がりです。

12 ページに世界鉄鋼の生産の推移を書いてございます。ちょっと古いのですが、第 2

次大戦が終わった頃から人口が増えまして、それに伴って製造量が増えている。70 年前半のところ、世界で7億～8億 t が年間生産されていた。それが長い間続いておりましたが、2000 年頃から急激に伸びております。

これを国別に見たのが 13 ページになります。13 ページの 2000 年以降のところ、大きく中国が、1 億 2,000～3,000 万 t であったところが、数年間で4億 t を超え、現在もう5億 t を超えております。日本の鉄鋼の生産量は年間1億 t です。中国は5倍強の生産を数年間で増やしたということです。先ほど申しましたように、中国の鉄鋼はまだまだ移行期でございまして、私どもに比べて1.3倍のエネルギー消費量であるということからも、CO₂の発生量が非常に多い。優れた技術を持っているところで鉄を生産することが、世界的には貢献できるのではないかということです。

私どもだけで全世界の鉄を生産するという事は、これは難しゅうございます。鉄の製造量はもう既に14億 t を超えていまして、さらに増えると予測しております。それが14ページです。横軸にGDPをとっております。日本はOECDのところに入っております。原点に近いところにBRICsがございまして、中国、インドも控えております。まだまだ国内総生産は増えていく。そういたしますと、鉄鋼の製造量も増える。これを私どもが担保するという事は到底無理なこととございまして、技術供与が必要ではないかという考えに至りました。

そこで、先ほど申しましたように、日本の鉄鋼製造業は非常に効率がいい。逆を言いますと、CO₂の削減ポテンシャルというのは大幅な改善がなされなければさほどないというのが現状です。中長期的には3割程度の削減を見込んで開発に努めておりますが、足元すぐには難しいということですので、端的に言いますと、技術力がないところに技術力を供与しようという動きをしている。それが16ページです。日中の鉄鋼業環境保全・省エネ先進技術交流会というものを2005年から開始しております。

実際にAPPの中では、17ページの右端の真ん中辺りに「技術ハンドブック」と書いてございまして、22の環境保全技術と42の省エネルギー技術を収録している。42の省エネ技術のうち、日本が27を提供しています。これを使っていただいて、世界的にCO₂を削減してもらいたい。こういう取組を鉄鋼業等の産業界はもう進めているということをご認識いただきたいと思っております。

では、どれぐらいの規模感でこういう活動をしているのかということ、18ページに書いています。18ページの棒グラフの見方ですが、左端が世界全体です。京都議定書に参加している国で言いますとカバー率は35%、私どもと中国とで進めているところで45%をカバーできる。APPですと62%をカバーできる。こういう規模感で既に技術供与を進めつつある。私どもとしては、自分たちも省エネに努めますし、高機能な鋼材をユーザー様に納めて、それでCO₂の削減をしていただく。さらに加えて、世界的にも私どもが虎の子のように扱ってきた技術を供与して削減に努めてもらう。こういう取組をしているところでございます。

実際の効果として試算してみました。それが19ページです。省エネ技術をまだまだ活用していない国に全世界に活用してもらったとすると、CO₂の削減ポテンシャルは、APPの7カ国で1.3億 t、全世界では3.4億 t、こういう膨大な値になる。これを進めていきたいという考え方でございます。

議論の一助となればと思ひまして紹介させていただきました。

以上でございます。

榛澤部会長 どうもありがとうございました。

では、本論のほうに入っていくことにいたします。というのは、今、産業界からも現状の報告がございました。千葉県の温暖化防止計画策定に関して産業界としてはこういうことも考慮していただきたいというご意見がございましたので、全体を通してご発言をよろしく申し上げます。

倉阪委員 資料1-3について具体的な議論ということですが、今、新日鐵の資料でご説明いただいたこと、この辺りを踏まえて議論をしていく必要があるかと思ひます。

一方で、これまでの千葉県における温暖化防止行動計画の進め方を見ると、どうも県の取組というのは普及・啓発だけに終わっている。それで本当にいいのかなということも指摘せざるを得ないと思ひます。

大学において政策論を教えているわけですが、対策と政策は違うということを常日頃から言っております。対策というのは、こまめにスイッチを切るとか、具体的に省エネを進めるとか、そういうものは対策でございます。その対策というのは、民間の事業者あるいは家庭にご協力をいただかなければならない。そういったものが大半でございます。したがひまして、行政主体としては計画に対策を書いただけでは駄目だ。その対策を行うべき主体が普通に対策を行うようにルールづくりをする、これが政策である。そういうふうに大学では教えているわけです。政策としてはいろいろなやり方があります。規制というのもありますし、経済的手法というのもありますし、事前に協定のような形で合意するというのもあるし、当然、対策の中には普及・啓発というのもある。そういうふうにお話をしております。ただ普及・啓発だけでは目標達成ができない場合、やはりもう少し具体的な踏み込んだ対策が必要である。こういうようなことになろうかと思ひます。

今回考えるにあたって、これまでの地球温暖化防止計画が効果を持っていたかどうかということをもう1回検証して、もう少し踏み込むことはできるかどうかということも考えざるを得ない状況ではないかと思ひます。いきなり規制というわけではないと思ひます。当然、規制をする前に比較可能な形で情報をまず集めて、それがわかるような形にしましょうというような情報的手法もあると思ひます。それから、状況によっては経済的な助成をするとか、そういう対策もあるかと思ひます。これは財源が必要な話ですけども。いろいろな形でどういうルールが必要かということをも具体的に議論をして次期計画をつくるということは必要かなと思ひます。

その際に、誰が政策をやるかという話があります。鉄鋼業のような世界市場と戦わなければいけないような業界に対して、地方公共団体レベルでバラバラに政策をやって本当に効率的かという議論が当然あります。したがって、これは国が政策をやるべき分野かもしれない。当然、国が政策をやるにあたっては、途上国の鉄鋼業とのイコール・フッティングということを考えて、中国、インドについても同じだけのカーボン・プライシングにかかるというような国際的なルールづくりをした上で、国として導入する。私は、正直言ひまして、鉄鋼業についてはそういうふうな手順であたるべきだと思ひておりまして、県が何らか規制的手法をかけるというような対象ではないのではないかと思ひます。

一方で、東京都、埼玉県、それぞれ排出量取引を導入するという事は決まっております。

す。東京では既に導入をし、埼玉県は平成 23 年度から東京都の仕組みに入るということが決まっております。この仕組みを見ると、一部、工場というのも入っておりますが、事業所。そういうことを言うと千葉大学が最大の事業所になりそうですね。東京の場合は東京大学が最大の事業所になっているということを言っておりますが。そういう形でこちらのほうにかかってくるかと思いますが、そういう事業所に対しての取組は地方公共団体らしい取組として取り上げるべきではないか、検討すべきものかなと思っております。

ですから、産業部門に対する政策と民生部門に対する政策は、とりあえず区別をして考えるというのも一つのやり方なのかなというふうに私自身は考えております。この辺りはいろいろな考え方がある部分かと思えます。

もう一つ大きなポイントとしては、再生可能エネルギーの普及ということです。地域に応じた再生可能エネルギーを選んで普及させていくということは必要な分野であって、地方公共団体が主体的に取り組むべき内容だと思います。

昨年末にも私がやっている「永続地帯」という研究報告を出したわけですが、その中では県別の分析も出しているのですが、千葉県については、太陽光発電は供給量で全国第 11 位、風力発電は供給量で全国第 8 位ということです。全国的に見ても千葉県は上のほうに来ている。そういう再生可能エネルギーがあるわけです。

一方で政策は何をやっているかという、残念ながら千葉県は再生可能エネルギーに対する助成、補助はやっておりません。私が今年の 3 月に把握した限りでは、まだやっていないということでした。なので、再生化のエネルギーに対する政策を格段に強化するという、次期地球温暖化防止行動計画の策定にあたってかなり重要な部分だと思います。特に再生可能エネルギーの中でも熱の部分は、熱は電力と違って地産地消というか、消費側も一緒に考えなければいけないということですので、熱の部分についてはまさに地方公共団体的な取組が必要な部分だと思います。都市計画の中で再生可能エネルギーを使っていくとか、あるいは工場の余熱を使うとか、そういう熱の部分についても十分取り上げていただきたいと思います。

以上でございます。

榛澤部会長　　どうもありがとうございました。

2 点あったと思います。まず産業と民生とは分けたほうがいいのではなかろうかというご意見と、地方自治体として取り扱うものをちゃんと区別したほうがいいのではないかとのご意見ですが、これに対して、亀田委員、何かございますか。

亀田委員　　今、自分もそのとおりだと思います。自分は、産業と森林、その二つのところをお伺いしたいなと今思っております。

私はこの話を新日鐵さんからお伺いして、日本の技術はかなり進んでいるのだなと。今、排出権の取引とか、家電に対しても排出権の取引という、それによってエコポイントとかいうことが出てきている。CO₂の削減ありきとして話していくと、それは絶対に必要なことだと思えます。

これは国レベルでやっていかなければいけない。先ほど話があったように、これからインド、中国はどんどんインフラの整備がされてくる中で、世界全体で見て日本が排出量を下げるとするのは、そちらに行って指導することによって下がったものが日本の排出量削減の中に。取引ではないですが、そういった仕組みもぜひ国ではつくっていただきたいと思います。

今、改めて思っております。

そういう中で千葉県として何ができるか。ここまでやってきた京葉工業地帯、国策でやってきた日本の経済を支えてきたところが、今、全体の中ではCO₂が多いとか言われている。ところが、その中にもものすごくノウハウが詰まっていますので、県と産業界と一つになって、千葉県としては何を打ち出していけるのかということを引きちとまとめ上げたい。これは関西の広域連合とか、あるいは先ほどお話があった9都県市の中でも、当然これからこういった話は出てくると思います。その中で、東京都は東京都、神奈川は神奈川、埼玉は埼玉、それなりの環境に対しての考え方を引きちと打ち出さなければいけない。その中では、千葉県としては産業に対しての取組をまとめ上げて、9都県市、あるいは国、そして世界に打ち出すということを引きちと県のほうで考えていただきたいと思います。これは自分が今すごく思ったところでございます。

もう一つは、森林に関してですが、森林は国では3.9%、県では0.5%とあります。先ほどの話の中で聞き漏らしたのかもしれませんが、なぜそれが0.5%なのかというところで、民有林が多いという話があったかしら。

名川温暖化対策推進室長 私有林の割合が全国平均に比べて千葉県は高いということを申しました。

亀田委員 これから千葉県においての森林というのは、確かに吸収源もそうですけれども、長野とかあっちの大きなところとちょっと違って、この千葉県というのは、首都圏にも近いし、観光とかいろいろそういったものにも使っていかなければならない森林がたくさんあるわけです。そうすると、私有林の中でも、それをきれいにすることによって、CO₂だけではなくて、それがその地域の財産になることも考えながら、もっともっと、県有林とか国有林だけではなくて、そこまで広げたときにこの0.5がどのくらいまで上がるのかということをもう少しきっちり打ち出していきたい。それを整理されたときに、千葉県としてのポテンシャルがどこまで上がるかということも考えていただきたいというのがあります。0.5というのは非常に少なくないじつてもしょうがないんじゃないかという思いではなくて、いずれにしてもそこを思っていたきたいと思っております。

榛澤部会長 先ほど倉阪委員がおっしゃったように、県として、そういう補助ですか助成ですか、そういう対策に対して何ができるのかということとはまとめの一つかなという感じはいたします。

磯部委員、何かございますか。

磯部委員 まずお伺いしたいことが。それとあわせてということですが。

世界的な枠組という話を新日鐵の資料で小関委員がされましたが、ここでは県のことを議論するという事ですから。世界的な枠組としてはとにかく絶対量として温室効果ガスの排出を減らしていくということが絶対必要なことで、これをしない限りは温暖化が起こり、それによるマイナスの影響が非常に大きいということなので減らしましょうと。それが日本になり、あるいは県になりということを考えてときに、例えば日本であれば京都プロトコルを使ってもよろしいということは、日本国内という視点だけではなくて、世界的な視点で絶対量を減らそうということにつながっているわけで、これをさらに県というレベルで考えたときに、全く今と同じような考え方をして県と県外との関係で全体を減らすという関係も出てくるのだと思いますけれども、それはさて置いて、県というレベルだと

もうちょっと効率という観点が出てくるのではないかという気がします。つまり、日本全国としてある程度の産業が必要であるということであって、その中で例えば千葉県の産業が伸びるとすれば、それはある部分、温室効果ガスの排出についても許されるというところがあるけれども、そこはしかし、効率という関係で言えば、GDPあたりの排出力がどうなっているかとか、そういう視点が日本と県との関係で出てくるのではないかという気がいたします。その意味で、先ほど資料を使って小関委員に説明いただいた件についても、原単位がどうなっているのかというのはきちっと調べておくべきであろうということが一つは言えるのではないかと。県というレベルで考えるとすれば、原単位を減らしながら絶対量も当然減らしていくということは見ますけれども、そんなことを考えるべきではないかと思えます。

もう一つは、原単位に近いのですが、それぞれ自主行動計画を大企業であればつくっているはずなので、それが現状でどうなっているのかということについては、私たちは事実を知っておくべきだし、それに基づいて次のことを考えるということもしていかなくてはいけないのではないかと考えています。その辺のことは、一言で言えば、現状の説明がありましたけれども、現状の分析についてももう少し詳細にやってみて、それで次のステップのことを考えるべきではないかということになろうかと思えます。

もう1点は、一言で言えば簡単なことで、具体的にどのような削減のメニューが考えられるのかということ、次を考えるとときに当然考えなければいけない。倉阪先生がおっしゃったのは政策ということですが、政策を打っていくためにやはり裏付となるような、一言で言えば技術ということも必要なわけで、それがどんなことでできるのかということもチェックしておかなければいけないのではないかと。特に民生の中の家庭というのは、省エネと言っても、「節約する」という意味と「高効率の機器を導入する」と大きく分ければ二つあるだろうと思えますが、節約はどんなことができるのか相当やっておられると思いますが、一方で、高効率の機器を使うというのは、まだ家庭は相当余裕があるという気がします。クーラーにしても、照明にしても、今、効率はものすごく上がっていますので、家庭にしてもそれを買換えることによって効率が上がり、家庭の経済もプラスに転ずることができるし、排出も削減することができる。いろいろな項目があると思いますが、その辺は一方では拾っていく必要があるのではないかと。この辺りであります。

榛澤部会長　　どうもありがとうございました。

資料1-1の最後のところ、「計画の推進体制」というのがあります。そこでPDCAサイクルをやっているわけですが、その「点検・評価」「見直し」、そして次の計画へ、今この段階ではないかなという感じがいたしました。それに対しての先生方のアドバイスがいろいろあったと思います。

原委員、何かございますか。

原委員　　具体的なところはそれぞれの委員の方からご発言がありましたので、被らないところで発言いたします。

これは、地球温暖化といいますか、いわゆる気候変動枠組条約に基づいた大きな流れの一環かというふうに理解しておりますが、昨年、COP10が愛知で開かれまして、後ほどの基本計画のところでも発言しようかと思っていたのですが、いわゆる生物多様性条約というのも1992年のリオサミットのときに合わせて地球環境の大きな変化に対しての取組

ということで出された条約で、地球温暖化と生物多様性の保全というのはカップリングしていないと政策としては不十分だという認識が昨年あたりようやく一部の方には定着してきたのかなど。片やこちらの温暖化の変動のほうはCOP16まで行って、生物多様性のほうはCOP10ですから、なかなか一般的な認知度も低いわけですが、先ほど亀田委員からご発言ありましたように、吸収源としての森林という位置づけとともに、生物多様性の観点からもそういった森林なりいろいろな自然環境の保全というのはつなげていかないといけないわけですね。これは海洋とか湖沼も入ると思いますが、それが最終的にCO₂の削減につながる。そういった点からのそれぞれの環境の施策が、もしくは県としての施策がバラバラに進んでいては、こういった大きな目標に到達することは難しい。そうしますと、それぞれもう少し統合するような、掛け声に終わることなく具体的な成果が見えるような形の計画につくり上げていかないといけないのかなど。これまではこういう形でも済んだと思いますが、2005年に人口減少社会に入って、これからますます厳しい世の中に入っている時代に、あまり掛け声だけではどうこういかない時代に入っていると認識しないといけないと思うんですね。そういった中では実効性のあるような形のものにつなげていかないといけないと感じます。

もう一つは、民生部門といいますか、事業所なり家庭の協力が大きいということを考えますと、情報が提供されないことには、県民としても具体的にどういうことをやっていいかというのがなかなかわかりかねる。このように県としても大分取り組まれていますし、いろいろな形でホームページ等を提供されていますが、その辺をもう少し充実するとともに、各地域ごととか、それぞれ事情が違いますので、都市地域とマイナスの地域なり、それぞれ県の中でも同一でいいのかということですね。そういった取組なり情報の提供というものは地域に合った施策なり情報の提供というものが必要ではないかと考えます。

その辺のところを、ぜひ、カップリングするような形で進めていただければというのが、私の意見です。

榛澤部会長　　どうもありがとうございました。

加藤委員、何かございますか。

加藤委員　　先ほど原委員がおっしゃった情報という問題は本当に痛感するということと、あと、いろいろなデータが散漫に出ているという感じがする。それはあえて散漫ということを使うことが目的ではなくて、それをどうやって有機的に積極的につなげていくか。それは、共通の表現方法でつなげないとなげられない情報をどうやってつなげるかということになると思います。例えば先ほど言われた生物多様性と温暖化の問題で、それに関連するものとしてバイオマスがあると思いますが、それはある意味でごみになっていくようなもの。バイオマスも、廃棄されたもの、バイオマスと関係ないようなごみもあると思いますが、千葉市でやられている焼却炉が三つあったものを1個減少させようという試みは、成功すればエネルギー的にも非常に大きい実績であるし、市民レベルでできる、または発想できる部分というのは、ごみをごみ袋のレベルで減らすということもきっと市民が十分できることなので、そういうことがどういうふうにならぬCO₂の排出とか熱の排出ということに結びついているのか、スマートフォンではないですが、簡単に換算できるシステムを開発していくことがきっと必要になってくるのではないかと感じています。

榛澤部会長　　どうもありがとうございました。

猿田委員、何かございますか。

猿田委員 地球温暖化防止というこの計画、それから現実には非常に難しい問題があるなどというのは、本当に私も感じました。産業部門なり、また特に業務・家庭の民生部門、この辺については非常に多いということで。産業部門は、先ほど小関さんから大手の鉄鋼の話がありまして、また倉阪先生からも、本来はそういうのは県の計画の対象外にしてもいいのではないかという考え方もあるのではないかという話もありましたが、一つ私は思うのは、地球温暖化防止対策の法律、この法律はそういう大手の企業を含めての計画をつくるような法律になって義務になっているのではないかと思いますので、この辺はなかなか難しいのかなと思います。

我々は商工会議所なので、県下の 99.8%、中小企業が対象ですので、いわゆる省エネも含め地球温暖化の防止ということを会員の中小企業に普及させようということで、これから少しでも省エネに対する動機づけといいますか意識を持とうということで、千葉の商工会議所は実は去年の9月に「エコアクション 21」の認証を取りまして、これを広く会員企業にもPRし、企業にも積極的に、例えば容器包装のリサイクルとか、書類とか水をもっと節約する、ガスを節約する、こういうものも企業はやってくださいということも普及としてやっております。

うちの商工会議所のビルは、ツインビルといいます、中央公園の前のビルにあるのですが、ビル全体が民間の不動産会社が管理しているビルなので、熱効率等を管理するのが会議所単体ではなかなか難しい面もあるのですが、職員も、ごみの減量化等を非常に意識しまして、特に一般廃棄物などは減ってきているということで、少しでも寄与できるのかなというふうに思っております。

私は、この地球温暖化で、先ほどお話がありましたように節約とか、家庭の電化機器の効率化、効率性、そういうのもいろいろあるでしょうけれども、国民の意識がどうもまだまだ足りない。特に私は、子どもたちの意識が非常に足りないと思っております。実は私の家庭でも、大体、子どもは電気を点けると点けっ放しがほとんどです。親がその後から行ってパチパチ消していく。ひどい子になると、こたつも点けっ放しで自分で勝手に寝ちゃうときもある。これは親のしつけの問題もあるのでしょうけれども。ということで、学校も道徳の中でも、こういう環境に対する意識教育、地球温暖化というのはこれから日本また地球全体にこういう影響があるのだということをもっともっと強く普及しながら。この前ちょっと聞いた話では、北欧のほうでは、1週間経っても小さなゴミ袋一つぐらいで、ほとんど庭のコンポストというもので生ごみは処理する。こういうのも皆さん国民でやっているという話も聞きましたが、こういう子どもたちに対する教育というのも非常に大事ではないかと思います。

私は、産業部門の大手、新日鐵さんもいろいろやっておるのでしょうけれども、こういう大手の企業の中でも、もっともっとほかの企業と連携することにおいて熱効率を交換するような、例えばエネルギーフロンランナーとかいろいろやっていますが、そういうものもやりながら、工場内の火力発電等をみんなで共有するとか、そういうことでもっともっと効率性が上がる余地もあるのではないかと感じております。

榛澤部会長 ありがとうございました。

今、いろいろと提案がありまして、先ほど民生と産業部門は分けたほうがいいのではな

いかという話もありましたが、今の全体的な話を承っていますと、県としての役割もあるのではないかと。というのは、今おっしゃったような企業の連携などは、どちらかというところの県の仕事になるかと思っておりますので、皆さん方の意見をまとめてまた委員のほうへ提出したいと思っております。

倉阪委員　私の発言の趣旨は、キャップ・アンド・トレード（排出量取引）のような規制措置を導入するという流れで話をしたわけでごさいます、そういうものについて千葉県に直接適用すると産業部門の話がかかってくる。東京はほとんどそういう産業部門がないわけですので、そこは千葉県独自の判断が必要であって、そういったキャップ・アンド・トレードのような規制措置については民生部門を中心に政策を行うということは考える必要があるのかなという話でごさいます。したがって、例えば協定のような政策をすとか、あるいは情報を公開するような政策の対象にすとか、そういったものは当然産業部門をはずすというようなことでもないのかなと思っております。規制措置のようなものについては、一工夫は必要かなということでごさいます。

それから、先ほど発言で言い忘れたのですが、再生可能エネルギーの助成であったり、熱の有効利用であったり、いろいろなお金がかかるそういう政策はあるかと思っております。そちらについては、例えば宮城県が宮城環境税というのを 23 年度から導入するわけですが、県民割の超過課税です。個人は年 1,200 円、法人は標準税率の 10%、大体 2,000 円から 8 万円ぐらい、こういうものを原資にしてさまざまな環境対策に使おうと。こういったものが宮城県のほうで通りました。その使途の中には、森林機能の強化であったり、まさに再生可能エネルギーの助成であったり、さまざまなものがメニューとして挙がってきております。そういった政策を組み合わせて財源も確保しながら政策を行うということも一つ考え方としてはあるのではないかと思っておりますので、ご検討いただければ幸いです。

榛澤部会長　貴重なご意見を、どうもありがとうございました。

小関委員　産業界としましても、「地域連携を全くしない」「これからも省エネはもうできないのだ」と言っているわけではなくて、皆さんおわかりいただけたと思っておりますが、努力はしてまいります。キャップ・アンド・トレードというのは非常に厳しいものであるということなので、倉阪委員がおっしゃったように、私も、経営はなかなか難しい。情報開示しましても、温対法であるとか、国からの求めに応じて私どもも了解してごさいますので、重なるようなことは県としてもなるべくご考慮いただけたらなという思いが強いところでごさいます。

榛澤部会長　皆様方に意見提出様式が入っておりますので、今日ここで発言ができなかったところは、これでご意見をよろしくお願ひしたいと思っております。

これは 1 月末まででよろしいですか。

名川温暖化対策推進室長　はい。

榛澤部会長　ということで、時間がまいりましたので、次の議題に移らせていただきます。

（２）報告事項

千葉県環境基本計画 平成 21 年度年次報告について

榛澤部会長　次に、報告事項「千葉県環境基本計画 平成 21 年度年次報告について」、ご説明

よろしくお願いいたします。

玉田政策室長 議事（２）報告事項「千葉県環境基本計画 平成 21 年度年次報告について」、説明させていただきます。

資料は、資料 2-1 と資料 2-2 を配っております。

千葉県環境基本計画につきましては、第 4 編「計画の推進」という部分で、計画の推進体制と進行管理について定めております。具体的には、県庁内の組織である千葉県環境基本計画推進会議（県の幹部職員で構成するものです）において、マネジメントのサイクルに基づき、毎年度、進捗状況の点検・評価を行うことにしております。

そして、これが本日報告させていただくものですが、その点検と評価の結果を環境審議会に報告、さらに県のホームページや千葉県環境白書、22 年版を来月中旬ぐらいまでに発行する予定ですが、こちらで公開して、広く県民・事業者の方からも意見を伺いながら、今後の改善に反映させていこうというものです。

環境基本計画ですが、平成 20 年 3 月に策定、20 年度が第 1 回、21 年度が 2 年目ということで、今回の年次報告は昨年度に続く 2 回目の年次報告です。

それでは、お手元の資料に基づき説明いたしますが、時間の関係もございますので、資料 2-2 が公表する予定のものですが、その概略ということで資料 2-1 を作成しましたので、こちらを使い説明させていただきます。

はじめに「平成 21 年度年次報告」の内容ですが、先ほど申し上げましたように、環境基本計画の着実な進捗ということで毎年度の評価を行う。平成 21 年度における計画の進捗状況の点検・評価、その結果を今回取りまとめたということです。

具体的に申し上げますと、第 3 編「施策の展開方向」で五つの柱と 21 のテーマについて設定しております。資料 2-1 の最後の 4 ページに五つの柱と 21 のテーマについて記載しておりますが、それぞれの指標の達成状況を評価するとともに、21 年度の主な取組について記載したものです。

1 ページに戻り、「2. 全般的評価」です。

こちらの計画では、先ほど言いました指標ということで、61 の指標を掲載しております。この 61 の指標の進捗状況の点検・評価を実施いたしました。この中には、一部順調に進捗していない指標もございます。例えば自然公園のビジターセンターの利用者数、森林面積、地盤沈下面積等については、目標に向けて多少厳しい状況があるという指標もありますが、計画全体で見た場合には、全般的には目標の達成に向けて進展が見られる状況と判断いたしました。

なお、21 年度に特に進んだ成果的なものは、1 番目としては、生物多様性の保全ということに関して、1 市、これは流山市ですが、生物多様性地域戦略の策定が 21 年度新たにできた。それから、希少な動植物の保護対策ということで、2 種類の保護回復計画を策定しております。具体的にはヒメコマツとシャープゲンゴロウモドキの保護回復計画を策定した。それから、残土の適正管理に関しては、無許可の埋立事案は 21 年度はありませんでした。それから騒音・振動・悪臭の苦情件数については、基準年度に比べ減少しているという部分については改善が図られたものと判断いたしました。

「3. 各章の主な評価」です。

「第 1 章 地球温暖化に取り組む」です。

こちらにつきましては、平成 19 年の家庭における県民 1 人 1 日当たりの二酸化炭素排出量、これは電気、ガス、自動車の使用、ごみの排出量等々を換算したものです。こちらについては、先ほど計画の中でも説明しましたように、1990 年については依然高い増加ということになっておりますが、基準年としている 2002 年（平成 14 年）に比較した場合には、18 年——昨年報告したものよりもさらに減少している。それから温暖化防止に資する人工林の間伐については、計画どおりの面積について実施しているということです。

下の「・」からが主な取組の状況です。

事業所における省エネ対策としては、簡易省エネマニュアルを作成しました。また、県自らの事務事業による温室効果ガスの排出量については、平成 20 年度については平成 12 年度に比較して 15%の削減という状況になっております。

それから吸収源ということでの森林ですが、間伐を中心として公共・県単造林事業ということで 249ha、森林吸収源対策の間伐促進事業ということで 287ha の間伐等を実施しております。

2 ページになります。

「第 2 章 豊かな自然環境の保全・再生と生物多様性の確保」です。

こちらにつきましては、「生物多様性ちば県戦略」に基づき、市町村、NPO 等の多様な主体による生物多様性保全の取組が進められております。21 年度については、先ほど申し上げたように、1 市において生物多様性地域戦略が策定され、また希少動植物 2 種についての保護管理計画が策定されております。また、特定外来生物の駆除については、駆除実施計画に基づいて着実に実施しているところです。

主な取組の状況です。

生物多様性センターが設置されており、こちらを中心に、情報の提供、助言、地域での取組の支援等々について事業を行っているところです。

それから、生物多様性の中心になる自然環境の保全ということで、県自然公園について現況調査を実施しております。

それから、耕作放棄地の防止対策ということで、地域協議会を設置するとともに、再生事業の実施など耕作放棄地再生利用推進事業について実施しております。

また、緑化意識の普及啓発ということで、「緑のカーテンの普及キャンペーン」「学校ビオトープフォーラム」などを開催しているところです。

外来種対策については、検討会を開催して、外来種（植物）のリストを作成・公表しております。それから野生鳥獣による農作物への被害対策ということで、生息状況の調査、市町村の行う有害捕獲事業に対して助成を行ったところです。

「第 3 章 資源循環型社会を築く」です。

こちらについては、一般廃棄物については、1 人当たりのごみの排出量、ごみの最終処分量が目標に向けて減少しているところです。産業廃棄物については、最終処分量は基準年度に比べて若干増加しておりますが、全体の排出量は目標に向けて減少しているところです。現在、廃棄物処理計画は平成 22 年までの計画ですが、来年度以降の計画を現在策定中ですが、こうした廃棄物処理計画に基づき、さらなる廃棄物の発生抑制や再資源化の促進などに取り組んでいきたいということです。

それから監視指導体制の強化ですが、産業廃棄物の新たな不法投棄量は著しく減少して

おります。平成 20 年度の新たな投棄量は 2,309 t です。また、残土の不適正処理の根絶に努めた結果、無許可の埋立事案はありませんでした。

主な取組の状況です。

まず、3Rということではレジ袋の削減に向けて「ちばレジエコサポーター」と「サインアップ事業者」の参加拡大に努めております。また、食品廃棄物の削減に向けて飲食店や大学と連携したモデル事業を実施したところです。

3 ページです。

廃棄物の適正処理の確保に向けては、説明会を開催する、また立入検査を実施する、それから優良事業者の表彰などを行います。また、廃棄物の不法投棄対策については、365 日 24 時間体制の監視を継続して、不法投棄の未然防止に努めております。

また、同じく残土の適正管理ということについても、埋立許可後の定期検査の実施、産廃と同じく 365 日 24 時間体制のパトロールを実施しているところです。

「第 4 章 安心できる健やかな環境を守る」です。

こちらにつきましては、大気環境、水環境中心の部門ですが、まず県内の大気環境ですが、浮遊粒子状物質については 19 年度から 3 年連続して環境基準 100% 達成です。二酸化窒素についても、全 143 局中 142 局で環境基準を達成いたしました。また、光化学スモッグ注意報発令日数は 3 日で、昭和 46 年度に対策実施以来、過去最小ということです。

それから、河川・湖沼・海域の水質は、気象条件による変動が非常に多いですが、傾向として目標達成に向けた水質の改善が進んでいるという状況です。

また、2 cm 以上の地盤沈下については、基準年度と比較して増加しておりますが、長期的に見ますと、九十九里等の一部地域を除き沈静化の傾向が続いていると考えているところです。

主な取組の実施状況です。

大気汚染防止法について、工場・事業場に対する立入検査の実施、自動車関係については、ディーゼル条例に基づく路上検査等を実施したところです。

騒音・振動・悪臭の苦情件数については、騒音がやや増加、振動は横ばい、悪臭が減少ということで、全体としては減少している状況です。

水質の関係ですが、水質汚濁防止法等に基づき工場・事業場等に対して立入検査を実施したほか、また生活排水対策ということで市町村が実施する浄化槽設置補助事業に対して助成したところです。

「第 5 章 環境を守り育てる人づくり・ネットワークづくり」です。

環境学習に関する事業全体として、その趣旨が浸透してきたことにより、参加者数が増加しております。その一方で、実際に活動への参加という部分で言うと、なかなか結びついていないという現状がありますので、引き続き、興味を持った方々の参加を促進ということで、環境保全活動の機会や情報の提供というものを積極的に行っていきたいと考えております。

主な取組の状況です。

環境学習に関しては、「ちば環境学習ネットワーク会議」においていろいろ検討して実施計画を策定いたしました。また、環境学習アドバイザーの派遣、県民環境講座の開催、環境研究センターにおける啓発事業など、環境学習の機会の提供に努めたところです。

また、県の事務・事業活動については、平成 21 年度は政策評価制度というものを活用し、庁内各課が取り組む施策を「環境の視点」という点から評価したところです。その結果として、各課の基本的な施策の中でも、地球温暖化防止に関する取り組みが 40%ほど、生物多様性等については 30%ほど、資源循環の構築の取組が 25%ほどということで、それぞれ各課においても環境の視点で事業に取り組んでいるところです。

4 ページです。

県域を越えたネットワークによる取組ですが、こちらは 8 都県市首脳会議、今年度（平成 22 年度）からは 9 都県市首脳会議となっておりますが、その 8 都県市での共同取組ということで、国際的な取組としては 18 カ国から 53 人の研修生の受け入れ等を行っているところです。

以上、21 年度の年次報告の概要ですが、この環境基本計画においては、県民や事業者の環境に配慮した行動の実施状況も含めた総合的な計画の進捗状況の点検や評価を 3 年間隔で行うことにしております。ちょうど 20、21、22 というところで、今年度の結果とあわせて 3 年間の総合評価を 23 年度に行う予定にしています。その際には、県民や事業者に対するアンケート調査もあわせて行いながら評価をしていきたいと考えているところです。

簡単ですが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

榛澤部会長 どうもありがとうございました。

例えば資料 2-2 「千葉県環境基本計画」の 13 ページを開いていただきますと、ここに生物多様性モデルの事業がありまして、この中に流山が入っている。これが先ほど説明された一部だと思います。

今、事務局から説明ありましたように、20 年、21 年、22 年の成果ということでまとめているところですが、これについて何かご質問ございますか。

亀田委員 具体的にお伺いしたいと思うのですが、先ほどあった森林吸収量で、資料 2-1 の 1 ページに「地球温暖化防止に資する人工林の間伐については、目標達成に向け計画どおりの面積を実施しました」と。こちらの厚いほうには、8 ページに計画 19 から 24 まであって、全部、698、856、1,033 というふうには達成はされているのですが、この計画自体このものが先ほどの 0.5% というものとどう関係しているのかということをお伺いしたい。

玉田政策室長 森林の吸収源の関係ですが、県の農林水産部のほうで千葉県森林吸収量確保推進計画というものを平成 19 年度に策定しております。そちらの中で、24 年度までの整備計画がございまして、それが先ほど委員がおっしゃいました 8 ページの 24 までの計画のヘクターという形になっております。

名川温暖化対策推進室長 計画との絡みの部分について説明いたします。

ただいま玉田から説明したものは、千葉県森林吸収量確保推進計画という森林課サイドの計画がございまして、それに基づく整備事業という形でこちらのほうはとらえているのですが、一方で現行の温暖化防止計画、亀田委員からご指摘あったように 0.5%、これにつきましては、森林吸収量全吸収量がきちんと育成林、保安林等については整備されるという形が前提となって、そうであれば 0.5% まで吸収できるだろうという形になっております。逆に申しますと、その意味では、現状に即して整備できる森林面積・森林計画と温暖化防止計画上全部整備した上で吸収できる量というのは、確かにご指摘のとおり齟齬があるのは事実でございます。今回の計画ではそういうことがあるのですが、次期計画にお

いてはそこら辺の整合性を十分に踏った上で、実現可能と申しますか、数値に整合性のとれた森林吸収量を次期の計画の中では取り込んでいきたいと考えておりますので、説明になっていないかもしれないのですが、本日のところはこういう説明をさせていただきたいと思います。

亀田委員 では、0.5 に対してここまでどのくらいかというのは、この次のときにはきちんとした形で示していただきたいと思います。

さっきの生物多様性にしても、資料 2-1 の最後のページに全部ありますが、これについては産業とは全く別、そして民生とも別で、自分たちが手を入れればできるというものがかかなりある。そして、それが生物多様性やいろいろなものにも波及してくるわけです。先ほどありましたように、資料 2-1 の 3 ページの最後に、すべての県庁内で取り組む、周りの課とも連携をとっていると書いてあります。それを見ても、例えばこういう会をやる場合に、農林とのつながりは非常に多いわけです。これはこの前も申し上げましたし、今度また予算でも言いたいと思っているのですが、農林のほうで予算をつけて、こちらのほうではこういうことをやっていくのだというのを両方でやったにしても、その整合性がないと全く紙に書いたもので、どこまで行ったかという、そこは見えなくなってしまう。ですから、例えばここの席に農林が入っているとか、あるいは設備・整備ができるもの、あるいは警察、商工などあります。あるいは教育もある。そういう方々も入りながら、この場で皆さんの議論を聞いていただくことが必要ではないかと、今改めて感じました。それも含めてお考えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

榛澤部会長 環境でございますので、すべての課に関係しております。先ほど都市計画という話もありました。例えば熱エネルギーの場合にはそういうことになります。やはりいろいろな絡みがありますから、先ほど猿田委員から小学校のという話があったのですが、やはり教育が大事でございますので、そういう関係の方も本当ならこういうときに来ていただいて聞いていただくのが一番いいのではないかと思います。

ほかにございますか。

原委員 先ほどと関連するのですが、この基本計画が平成 20 年に作成されておりますが、その年の 3 月より遅れたと思うのですが、生物多様性の基本法が制定されていると思います。そういった観点の施策は、それ以降のこういったそれぞれの年度の取組には盛り込まれていると理解してよろしいのでしょうか。

玉田政策室長 今、委員ご指摘ありましたように、「生物多様性ちば県戦略」が平成 20 年 3 月です。今回の環境基本計画と同じタイミングで作成しているものです。環境基本計画の中の大きな結びつきとして、生物多様性というものを温暖化、健全な物質循環というものとあわせてリンクさせてから進めていくということで、要はその辺を取り込みながら環境基本計画もつくっておりますし、逆に、「生物多様性ちば県戦略」に基づき各種事業を多様性の関係でしているということで、その辺の進めたものについて今回の年次報告の中で説明させていただいているということになります。

原委員 ちょっと誤解があるようなんですけども。

私が申し上げたのは、多様性の戦略は私も関わりましたのでよく存じ上げているのですが、国の生物多様性基本法というのが、それ以降、確か 2008 年だったと思いますが、平成 20 年の何月だったかは私はちょっと忘れましたが、制定されていますので、それ以降、

見直しをしながら進めていただきたいというのが私の意見です。後ほど検討いただければと思います。

これもまだまだ認識が不十分だなと思いますのは、生物多様性の問題というのは、どうしても保護区を設けたり、これはまずやらなければならないことではあるのですが、この生物多様性の保全というものは健全な生態系が生み出すいわゆる生態系サービス、第1次産業の農林水産業の源を提供するという観点で理解しないといけないと思っています。そういう点では、この環境問題は、本当に基本に据えるような、これからの持続可能な社会の実現に向けては重要な事項だと認識しておりますので、その辺で取組は、多様性センターを含めて、もしくは県の環境生活部局でそれぞれ進めていただけていますが、もう少しそれぞれの部局横断を。今も農林との連携というのがありましたが、縦割りではなくて、それぞれ連携できるような形でぜひ進めていただきたいと思います。

榛澤部会長　　今のは要望ですので、よろしく願いいたします。

倉阪委員　　一般的に、例えば不法投棄の対策であったり、あるいは里山の管理の促進のための取組であったり、かなり進んでいるところはあるかと思います。やはり言わざるを得ないところがあると思います。

19 ページ、22 年度、三番瀬の話が書いてあります。三番瀬再生会議は昨年 12 月に終わったわけですが、かなり残念な結果になったということで、特にラムサール条約の登録の話ですね。これはいろいろな誤解が解決されないまま調整がうまくいかずに合意が得られなかったということですが、地元の例えば漁業者、あるいは地元の産業振興、あるいは海に向き合うまちづくりの促進という観点から、かなり重要なアクションだったはずですが。ラムサール条約の登録について、12 月の段階までに県がどの程度調整に尽力したかということですね。残念ながら、あまり動いてくれなかったなというのが正直なところでございます。引き続き 12 月の再生会議の際に、私がラムサール条約のワーキンググループの主査を務めさせていただいていた関係で、今年度中まだ動くということをご了解いただいております、これからまだ 22 年度は 2 ヶ月余りありますので、引き続き調整していくということで進めておりますので、ご協力というかサポートをいただければ幸いです。

榛澤部会長　　ほかにございますか。

ございませんでしたら、先ほど亀田委員がおっしゃったように、資料 1-1 の数字の根拠を明らかにしておいていただきたいと思います。委員からの質問に対しては、次回に説明していただければありがたい。よろしく願いいたします。

皆さん方に今日お諮りするの、(1) 地球温暖化防止計画については、事務局から出されたものに対して委員の先生方からいろいろ提案がありましたが、それをもとにして、次回、3 月ぐらいの予定でしょうか、できればこの委員会でパブリックコメントの案までやっていきたいというスケジュールについて、まだご了解をいただいておりますが、事務局の考え方でよろしいと思いますが、いかがでしょうか。事務局はこの委員会で委員の先生方で決めていただきたいということですが、その方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

榛澤部会長　　では、そういうことで事務局は説明していただければと思います。

では、私の役割はこれまででございますので、事務局にお返しいたします。ご協力あり

がとうございました。

名川温暖化対策推進室長 どうもありがとうございました。

今、部会長からご了解が得られましたので、議題（１）千葉県地球温暖化防止計画の策定については、次回会議で骨子案をご審議いただくということで、３月頃の開催を予定しているという事務局案をご了解いただいたと理解させていただきました。ありがとうございます。

その際、部会長から具体的にご指摘ございました森林吸収源 0.5%の進捗状況がどうであるかという亀田委員の質問ですが、この部分も含めて、本日いただいたご意見、ご提案、また今月末を目途にさらにお気づきになった点等がございましたら別紙で文章でいただきます意見、提案等については、事務局でまとめた上で、次回示す予定の骨子案の中でどのように対応したか、そういうことも含めて次の会議で報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

5. 閉 会

司会 長時間のご審議、ありがとうございました。

以上をもちまして、千葉県環境審議会企画政策部会を終了いたします。

— 以上 —